

地方消費税率引上げ分が充てられた社会保障施策経費について
(令和5年度決算)

令和6年10月 北栄町企画財政課

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。

この増収分については、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度北栄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 191,054千円

【歳出】 社会保障施策に要した経費 2,617,812千円

		(千円)				
施策区分	社会保障施策に要した経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	1,318,860	159,252		188,218	96,253	875,137
1 総合福祉	22,022	500			1,607	19,915
2 医療	519,185	119,400		55,383	37,891	306,511
3 介護・高齢者福祉	63,248	8,553		14,557	4,616	35,522
4 子ども・子育て	685,265	22,532		111,444	50,012	501,277
5 障がい者福祉	12,481	762		6	911	10,802
6 貧困・格差対策等	16,659	7,505		6,828	1,216	1,110
国庫補助事業	1,185,784	880,294		11,091	86,541	207,858
その他	113,168		43,300	2,592	8,259	59,017
合計	2,617,812	1,039,546	43,300	201,901	191,054	1,142,011